

みなとオアシス運営要綱

令和 5 年 9 月

国土交通省港湾局

みなとオアシス運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、みなとオアシスの機能、施設、登録、設置者の業務その他のみなとオアシスの運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で「みなとオアシス」とは、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設として第5条の規定に基づく登録を受けたものをいう。

(機能及び施設)

第3条 みなとオアシスは、次に掲げる機能を有するものとする。

- 一 地域住民、観光客、クルーズ旅客その他の港湾利用者等の交流及び休憩の機能
- 二 地域の観光及び交通に関する情報の提供機能

2 みなとオアシスは、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる機能を有するよう努めるものとする。

- 一 災害支援機能
- 二 物販、飲食等の商業機能
- 三 第1号及び第2号に掲げるもののほか、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するために必要な機能

3 みなとオアシスは、前項に規定する機能を発揮する代表施設又はこれを含む複数の施設により構成するものとする。

(登録の申請)

第4条 みなとオアシスを設置し、次条の規定に基づく登録を受けようとする者は、名称、位置、代表施設、全体構成その他の施設の概要、施設の運営の概要その他の事項を記載した登録申請書(様式1)を、代表施設の所在地を管轄する国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長(以下「地方整備局長等」という。)を経由して国土交通省港湾局長(以下「港湾局長」という。)に提出しなければならない。

2 前項の申請があったときは、地方整備局長等は、速やかに、当該登録申請書に(様式2)を付して、港湾局長に提出するものとする。

(登録の実施)

第5条 港湾局長は、前条の申請に係る施設が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、当該施設をみなとオアシスとしてみなとオアシス登録簿に登録するとともに、登録した旨を地方整備局長等を経由して申請者に通知するものとする。

- 一 地域住民の交流や観光の振興に資する施設であること。
- 二 住民参加による地域振興の取組が継続的に行われるなど、当該施設が地域のまちづくりの核になっていること。
- 三 当該施設が第3条第1項に規定する機能を有するものであること。
- 四 当該施設を設置し、又は運営する者が適切かつ積極的に業務を実施すること。

(登録事項の変更の届出)

- 第6条 前条の規定による登録を受けたみなとオアシスの設置者（以下「設置者」という。）は、登録申請書の内容（様式1に記載した事項のうち、「1 みなとオアシスの概要」の「みなとオアシスの名称」「所在する港湾の名称」「港湾管理者」「みなとオアシスの設置者」「みなとオアシスの運営者」または、「2 みなとオアシスの構成施設の機能等」の「構成施設名」「住所」に係るものに限る。）を変更したときは、遅滞なく登録内容変更届出書（様式3）を地方整備局長等を経由して港湾局長に届け出なければならない。
- 2 前項に規定する登録内容変更届出書（様式3）の対象とならない、登録申請書の内容の変更については、様式5の「4 軽微な変更内容（設置者及び運営者の業務内容の変更状況等）」に記載するものとする。
 - 3 第1項の届出があったときは、地方整備局長等は、速やかに、当該登録内容変更届出書に（様式2）を付して、港湾局長に提出するものとする。

(登録証の交付)

第7条 港湾局長は、設置者に対し、みなとオアシス登録証を交付する。

(登録証及び標章の掲示)

第8条 設置者は、みなとオアシス登録証をみなとオアシスの代表施設の見やすい場所に掲示するとともに、みなとオアシス標章（様式4）をみなとオアシスを構成する主要な施設の見やすい場所に掲示するものとする。

(設置者の業務)

第9条 設置者は、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 みなとオアシスの活動の企画
- 二 みなとオアシスの活動の実施に関する助言
- 三 みなとオアシスの活動状況の把握
- 四 みなとオアシスを構成する各施設の運営に関する助言及び指導
- 五 みなとオアシスの広報
- 六 他のみなとオアシスとの連携

(運営者の任命及び業務の委託)

第10条 設置者は、前条の業務を効率的かつ効果的に実施するため、みなとオアシスの

運営者（以下「運営者」という。）を任命し、その業務を委託することができる。

- 2 前項の運営者は、受託した業務の実施状況について、適宜、設置者に報告するものとする。

（港湾管理者との協力）

第11条 設置者及び運営者は、みなとオアシスが第3条第1項及び第2項に規定する機能を適切に発揮するよう、港湾管理者と相互に協力するものとする。

（港湾協力団体としての指定）

第12条 設置者は、運営者その他のみなとオアシスの運営又は活動に関わっている団体に対し、港湾法（昭和25年法律第218号）第41条の2の規定に基づく港湾協力団体の指定の申請を促すよう努めるものとする。

- 2 設置者は、みなとオアシスの運営に当たり、港湾管理者が指定した港湾協力団体を積極的に活用するものとする。

（報告）

第13条 設置者は、毎年1回、年間活動報告書（様式5）を、地方整備局長等を経由して港湾局長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第14条 港湾局長は、みなとオアシスが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、設置者と協議の上、その登録を取り消すことができる。

- 一 登録申請書、登録内容変更届出書又は年間活動報告書に虚偽の記載があると認められるとき。
- 二 みなとオアシスが第5条各号に規定する事項のいずれかに適合しなくなったと認められるとき。
- 三 設置者が登録の取消しを求めたとき。
- 四 前各号に規定する場合のほか、港湾局長がみなとオアシスとして適当でないとき。

- 2 港湾局長は、みなとオアシスの登録を取り消したときは、その旨を、地方整備局長等を経由して、設置者に通知するものとする。

（登録の抹消）

第15条 前条の規定により登録が取り消されたとき又は設置者が解散その他の事由により消滅したと認められるときは、港湾局長は当該みなとオアシスの登録を抹消するものとする。

附 則（平成29年2月1日）

- 1 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に地方整備局長等により認定・登録されているみなとオアシスの名称を有する施設については、その設置者が既登録みなとオアシス報告書（様式5）を地方整備局長等を経由して港湾局長に提出した場合は、第5条の規定に基づく登録を受けたものとみなしてこの要綱を適用し、港湾局長は、みなとオアシス登録簿に登録するとともに、登録した旨を地方整備局長等を経由して申請者に通知するものとする。

附 則（令和4年3月31日）

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則（令和5年3月31日）

- 1 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則（令和5年9月11日）

- 1 この要綱は、令和5年9月11日から施行する。